

6月からの会館・集会所の利用について

コロナウィルス感染症対策に関連し、次のとおり対応を実施していきます。

○『会館事業(相談事業除く)』について

- ・6月1日(月)から事業を実施していきます。
- ・事業を実施する際は、別紙のとおり感染予防に努めていきます。
- ※『健康相談』についても、6月1日から予定通り行います。

○『貸館の利用』について

- ・6月1日(月)から利用が可能となります。
- ・6月1日以降の貸館申請は、6月1日(月)から受付を開始します。
(既に申請受付済の分については、そのまま予約が継続されます。)
- ・利用される事業主催者には、別紙のとおり感染予防に努めて頂きます。

○『子どもの受け入れ』について

- ・6月1日(月)から教育集会所や児童館での子どもの受け入れを行います。
- ・事業を実施する際は、別紙のとおり感染予防に努めていきます。

○『相談』について

- ・6月1日(月)から通常どおりの相談業務を行っていきます。
- ・相談業務を行う場合は、別紙のとおり感染予防に努めていきます。

○“感染者が発生した場合の対応”について

- ・利用者で感染者が出た場合は、速やかに人権政策課へ連絡を行い対応します。
- ※現状では、病院の検査等で感染が確認された時点で、市よりも先に保健所が感染について把握を行うため、保健所より連絡があった場合、その指示に適時従うようにします。

※上記の内容については、今後の状況に応じて変更となる場合があります。